

## 第19回

# 非常勤裁判官に聞く

新進会員活動委員会委員 岡田 卓巳 (58期)

東京では、非常勤裁判官の職場として、地裁民事22部、簡裁（いずれも民事調停官）、家裁（家事調停官）の3つがあります。今回は、平成21年10月より、簡裁墨田庁舎で週1回民事調停官を務めている場美友紀会員（52期）に、普段目にすることがない調停の裏側についてお話を聞かせていただきました。

## 非常勤裁判官への応募

——もともと任官に興味があったのですか。

**的場：**そうですね。弁護士は、一方の当事者の立場に立った仕事になりますが、中立的な立場で、事件のより適切な落ち着いた結論を探り、妥当な解決を図るという仕事は、やりがいがあるのではないかと考えていました。

——所属事務所には相談しましたか。

**的場：**申込書類を提出する段階で相談しました。

——実際の採用面接はどんな雰囲気なのですか。

**的場：**弁護士会の面接では、提出書類の記載に関していくつか質問を受けました。面接官は弁護士任官推進委員会の弁護士ですし、場所も弁護士会館の5階ですので、かなり和やかな雰囲気でした。裁判所での面接では、主に志望動機や、性格の自己分析について質問を受けました。現在の調停制度についてどのような印象や意見を持っているか、などという質問もありました。広い部屋で4人ほどの面接官を前に面接を受けるので、さすがに緊張しましたね。

——簡裁の民事調停官を希望した理由は？

**的場：**普段の仕事では家事事件が多いのでこちらも興味がありましたが、簡裁の調停官の方が多様な事件を経験できるのでは、と思い、簡裁の民事調停官を希望しました。

——非常勤裁判官に任官すると、次は常勤裁判官にスカウトされるというのは本当ですか。

**的場：**個別にそのようなお誘いがあるのかもしれませんが、私自身は経験していません。採用面接の際に、常勤裁判官への任官意思の有無について聞かれた程度でした。

## 非常勤裁判官の仕事

——登庁日のスケジュールは？

**的場：**定時は午前9時半登庁、午後5時退庁です。登庁すると、まず、前回の登庁日以降に提出された書面の確認や、前の週の事件の決裁などを行います。調停期日が始めると、調停の成立、不成立時を含めて調停への立会や調停委員との評議を行いながら、その合間に翌週分の事件の記録に目を通します。事前評議を行うこともあれば、途中で呼ばれ、中間評議を行うこともあります。週1回の勤務で、評議や調停への立会、調書などの決裁、記録読みを行うため、残業をすることもありますが、概ね6時頃には退庁しています。

——どんな場所で執務するのですか。

**的場：**墨田庁舎の裁判官室の中に、調停官用の机が用意されていて、1つの机を曜日の違う複数の調停官が使用しています。墨田庁舎の執務スペースは霞が関に比べて広いと言われているようです。裁判官と机を並べて執務しますので、疑問点について質問や議論を行ったり、教えていただくことも多くあります。調停官は、裁判所備え付けの各種資料や、裁判所内のコンピューターネットワークを使用することができます。

——報酬はどのくらいもらえるのですか。

**的場：**「手当」という形で1日あたり約3万円をいただいています。

——何件くらいの事件を担当しているのですか。

**的場：**いまのところ、常時30件くらいの事件を担当しています。登庁日には、そのうち5、6件の調停期日が入っています。調停官毎に担当の裁判官が決まっており、担当の裁判官が自分に配てられた事件の中から私に事件を配てんすることになっています。

——どのような事件が配てんされるのですか。

**的場：**原則として特定調停事件は配てんされません。事案の内容はさまざまですが、賃料増減額や地代改定などの借

## 的場 美友紀 会員 (52 期)

平成12年弁護士登録。現所属事務所に入所。  
平成21年10月から民事調停官。



的場会員(左)と聞き手の岡田委員

地非訟事件や交通事故の損害賠償事件の配てんが比較的多いように思います。その他は、担当の裁判官に、複雑な事案、法的な争点を中心となる事案、興味深い事案を選んで配てんしていただいています。

——調停成立時・不成立時以外に、調停官の顔を見たことがないのですか？

的場：裁判官や先輩の調停官からは、積極的に調停期日に立ち会うように勧められており、特に、東京簡裁では、第1回期日には必ず立ち会うようにとされています。

実際、私自身も、第1回期日はもちろん、事件の経過や調停委員との評議をふまえて、できるかぎり立会を行うように心がけています。ただ、同じ時間帯に複数の事件の期日があり常に立ち会うことができないことから、基本的な進行は調停委員にお任せし、期日での発言は状況に応じて行うようにしています。

——調停委員との関係は？

的場：調停委員は、調停委員同士の勉強会なども盛んで、みなさんよく勉強しています。調停官としては、経過メモなどを通じて状況を把握しておく必要がありますし、案件にもよりますが、任せられる部分は調停委員にお任せするようにしています。

——調停委員との関係で悩むことはありますか。

的場：特にありません。ただ、私の登庁日が週1回のため、当事者の代理人に加えて、弁護士の調停委員が入ると、期日の調整には大変苦労します。

——裁判官や書記官との交流はあるのですか。

的場：裁判所では、人事異動の際の歓送迎会、忘年会などの懇親会が開催されていて、調停官も参加させていただいています。その他にも、部屋のメンバーにもよりますが裁判官室の飲み会なども開かれています。飲み会を通じて、他の曜日を担当している非常勤調停官とも交流ができました。余談ですが、裁判所は何事も時間厳守なので、飲み会で集まるときも「弁護士時間」は通用しませんね(笑)。

## 弁護士業務との両立

——弁護士業務への影響はありましたか。

的場：業務にマイナスの影響はありません。丸1日事務所を空けるので、特に事務局に迷惑を掛けることは別の問題としてありますが、自分でスケジュールを管理できれば、業務に大きな支障は生じないと思います。むしろ、弁護士は、通常は一方当事者の話しか聞きませんので、調停官の仕事を通じて、違う立場、違う視点があるということを改めて理解でき、この点は、業務にもプラスになったと感じています。技術的な面では、調停条項を起案する際に、債務名義としての当否を意識するようになりましたね。

——調停官の立場から、代理人に対する注文はありますか。

的場：調停官としては週1日しか勤務していないため、書面を早めに提出してくれる代理人はありがたいです。それから、事前に調停条項案を作成してくれる代理人もありがたいです。USBメモリでデータを持参してくれるとなお助かります(笑)。

——調停官ならではのやりがいがありますか。

的場：やはり、調停が成立したときにはやりがいを感じます。必要な解決が得られ、当事者が納得してくれたときは嬉しいですね。その点は、弁護士の仕事と共通かもしれません。

——非常勤裁判官にはどのような資質が求められるのでしょうか。

的場：私自身、まだ長い経験はないのですが(笑)当事者の立場への配慮や弁護士の視点は持ちつつも、裁判所の組織の中で仕事ができるということが重要だと思います。

——任官を目指す若手弁護士にアドバイスをお願いします。

的場：調停官の仕事は、当事者、調停委員、書記官、裁判官との間のコミュニケーション能力が要求されますし、法律で明確に割り切れない事件も多く扱います。その意味で、単に職域を広げたい、職業上の好奇心がある、などという動機だけではなかなか務まらないと思います。けれども、弁護士としてしっかりと業務をこなした上で、その経験を活かして調停官(民事・家事)としての視点から仕事を行ってみたい、という意欲を持った人には、ぜひ挑戦してほしいと思います。